

令和6年度全国学力・学習状況調査について

文部科学省が令和6年度全国学力・学習状況調査を実施します。

- 1 実施年月日
令和6年4月18日（木）
- 2 提供資料……………（別紙）

【調査概要】

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年
中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

3 調査の内容

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

小学校調査：国語、算数

中学校調査：国語、数学

イ 質問調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査

- ※ 3 (1)イの質問調査については、次の期間中で、学校の希望を踏まえ文部科学省が指定した日に、児童生徒の活用する ICT 端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。
4/10（水）から4/18（木）まで 生徒質問調査
4/19（金）から4/30（火）まで 児童質問調査
- ※ 3 (2)の学校質問調査については、4/1（月）から4/18（木）までの期間中で、学校がオンラインによる回答方式で実施する。

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施に係る提供資料

年月日	曜日	提供時間及び 提供資料の内容	提供形式	解禁
令和 6 年 4 月 18 日	木	10:00 調査問題：国語（小学校、中学校） 学校質問調査（小学校、中学校） 児童質問調査 生徒質問調査 11:00 調査問題：算数（小学校） 数学（中学校） 14:00 正答例：国語（小学校、中学校） 算数（小学校） 数学（中学校）	電子メールで配付	ラジオ・テレビ・インターネット 4 月 18 日（木）17:00 新聞 4 月 19 日（金）朝刊

令和 6 年度全国学力・学習状況調査実施時の学校取材について

1 取材対象校

取材対象校は次の 1 校とします。(ただし、広島市を除く)

学 校 名	担 当 者	所 在 地	電 話 番 号
広島県立広島中学校	教頭 木野村 暢洋	〒739-2125 東広島市高屋町中島 31-7	082-491-0270

2 取材日 令和 6 年 4 月 16 日 (火) 生徒質問調査

令和 6 年 4 月 18 日 (木) 教科に関する調査

※ 生徒質問調査は、学校の希望を踏まえ文部科学省が指定した日に、生徒の活用する ICT 端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。広島中学校は、4 月 16 日 (火) に生徒質問調査を実施する。

3 取材申込み

- (1) 取材を希望される社は、令和 6 年 4 月 15 日 (月) 12:00 までに義務教育指導課担当者へ御連絡ください。
- (2) 広島市立の学校の取材を希望される場合は、広島市教育委員会指導第二課 [担当：与座課長 補佐 Tel 082-504-2487] へ御連絡ください。

4 取材にかかる留意点

- (1) 取材対象校へ訪問される際は、各社の社名入りの腕章等を装着するなど、報道関係者であることを明示してください。
- (2) 教室後方からのみの撮影とし、生徒、教員が特定できるような撮影は避けてください。また、生徒本人以外にも、教室内の掲示物等の撮影にも配慮してください。
- (3) 調査実施への影響を考慮し、調査実施中に生徒及び学校関係者等に対するインタビュー等の取材は行わないでください。なお、インタビューをされる場合は、校長へお願いします。
- (4) 取材対象校が指定する教室に限って行ってください。
- (5) 教室における撮影は、次の①・②とし、調査実施中は行わないでください。撮影時間については、学校と調整してください。また、問題用紙(表紙以外)を撮影するなど、調査問題の内容が分かるような報道を解禁時間前に行わないでください。調査問題、正答例、生徒質問調査の内容以外の報道(例えば、調査当日の実施の様子等)については、しばりの対象ではありませんが、適切に対処してください。
 - ① 教科に関する調査で、第 1 時限の問題用紙の配付が始まった時点から、問題用紙の表紙に記載された「注意」についての説明が始まる前まで
 - ② 生徒質問調査で、生徒の端末画面において、質問紙の表紙が表示された時点から、生徒が冒頭の数問を回答するまで(生徒の回答内容が写らないよう十分に留意すること)
 なお、生徒質問調査について、取材を行う場合は、質問項目の解禁時間を守るようにしてください。
- (6) その他、調査対象校担当者の指示に従ってください。

5 問合せ先

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部義務教育指導課
電話：082-513-4976